

事務連絡
令和2年4月17日

九州船用工業会 会長 様

九州運輸局海事振興部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域拡大に伴う対応について(要請)

貴工業会及び傘下会員事業者様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大により非常に厳しい状況が続く中、国民生活の維持のため、事業継続に懸命な努力を重ねていただいております。深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大抑止の観点から「最低7割、極力8割の接触削減」を実現すべく、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすなどの対応をお願いしており、貴団体及び傘下事業者様でも、可能な範囲において取組みを進めて頂いていることと存じます。

こうした中で、4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全国に拡大したところであり、国土交通省としても、所管業界の皆様と密接に連携し、感染拡大の抑制に向けた必要な対応を行うこととなりました。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮ですが、貴傘下事業者様に対し、改めて、下記事項について周知いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 最低7割、極力8割の接触削減について、削減目標を何としても実現すべく、在宅勤務を強力に推進して頂きますようお願い申し上げます。
2. 今回対象が拡大された県においても、業務継続の体制確認や感染症対策を一層 推進し、事業継続にあたっては、十分な感染予防策を講じて頂きますようお願い申し上げます。

なお、ご参考まで第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部における大臣発言資料を添付いたします。

第11回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月17日

大臣発言

(基本的対処方針の改訂)

- 昨日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態宣言の対象地域がこれまでの7都府県から全国に拡大されることが決定されました。実施期間は5月6日までです。この決定に伴い、「基本的対処方針」が改訂されました。

(人の移動の最小化)

- 人の移動を最小化することについては、昨日の本部で、総理からも、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言がありました。この発言を受け、国土交通省としても、所管する分野で人の移動を最小化するための具体的な対応をいかに講じていくか、各局において、所管業界とも密接に連携し、すみやかに検討してください。

- これまでも、私から、国民の皆様に対し、都道府県をまたいだ不要不急の移動を控えていただくようお願いしてまいりました。航空局では、発熱のある方に航空機の搭乗を控えて頂くため、本日午後から、羽田空港においてサーモグラフィーによる体温確認を開始いたしました。今後、他の空港においてどう対応するかについても、検討してください。

また、全国の主要な空港や鉄道駅等において、利用者に対し、「ゴールデンウィークに向けて、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動を控えていただく」ことを案内するなど呼びかけを実施してください。

(接触機会の削減)

- また、最低7割、極力8割の接触削減については、全ての所管事業者及び関係団体等に対し、在宅勤務の推進など、協力を要請しているところですが、削減目標を何としても実現するべく、所管事業者や関係団体等と連携しつつ、在宅勤務を強力に推進してください。併せて、国土交通省としても、現状、テレワークをすすめるための必要な機材の数等に課題があることは承知しており、皆様に大変ご不便をおかけしますが、種々工夫をしていただき、必要な行政機能は維持しつつ、出勤職員の削減を進めてください。

(公共交通や物流の機能の維持)

- 一方、国土交通省の所管する公共交通や物流は、我が国の国民生活や経済活動等を支える重要なインフラであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められています。このため、今般、新たに緊急事態宣言の対象となった地域においても、公共交通や物流の機能が維持されるよう適切に対応する必要があります。なお、これまでの航空の減便や新幹線等の減便については国土交通省としても報告を受けており、法律の趣旨に鑑みても、問題ないものと考えています。
- 国土交通省として、国民生活や経済活動等を維持すべく、感染防止対策の一層の徹底を図りつつ、全国の感染発生状況や国民生活、経済活動の動向等、最新の情勢を丁寧に把握しながら、関係地方公共団体や関係事業者と連携して、必要な輸送機能の確保に万全を期してください。
- また、関係各局においては、今回対象が拡大された道府県の指定地方公共機関に対し、それぞれの業務計画に基づき、業務継続に向けた体制の確認、感染対策の実施等、緊急事態においても、旅客及び貨物の運送を確保するため、必要な措置を講ずるよう要請してください。特に、緊急物資輸送については、要請があった際に速やかに対応するよう関係省庁とも連携し、体制の確認に万全を期してください。

- 更に、基本的対処方針により事業継続が求められている事業として例示されている、運送事業、自動車整備、下水道、ホテル・宿泊業、河川や道路等の公物管理、公共事業等について、今回対象が拡大された道府県においても、業務継続の体制確認や感染症対策の一層の推進を行うよう要請してください。
- 全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされる、まさに国難ともいうべき事態を乗り越えるため、国土交通省としても、一丸となって取組を進めていく必要があります。各局においては、一層の緊張感をもって、改訂された基本的対処方針を踏まえ、感染収束に向けて、人の移動の最小化と接触機会の削減に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く要請します。
- 私からは以上です。

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房危機管理室 白濱

03-5253-8111（内線 57713）

03-5253-8974（直通）